



「歩いて楽しめる街、シモキタ」の出発点は、下北沢駅。ここが小田急線の地下化後に、バスロータリーなどではなく、歩行者専用の広場となれば、この街の新たなシンボルとなり、発展のきっかけになるでしょう。

3月22日(木)、下北沢道路事業認可取消等訴訟の第24回口頭弁論が東京地裁103号大法院で行われました。原告側代理人は、かねて裁判所から要請のあった「原告らの主張の位置付けについて」(II論点整理一覽表)を提出し、斉藤弁護団長がこの他の主張の要点について陳述しました。

いよいよ山場を迎えた法廷を目撃するために、次回、6月19日の裁判を傍聴に行こう！

裁判レポート

まもれシモキタ！通信

025

2012.06.10

まもれシモキタ！
行政訴訟の会

〒155-0031
世田谷区北沢 2-9-19
植松第一ビル 201
コモン法律事務所内

TEL: 03-5452-2015
FAX: 03-5452-2016
URL:
www.shimokita-action.net

目次

1 裁判レポート

2 様々な立場の合意形成を求めて

3 下北沢駅前広場は歩行者専用広場に！

生活環境の利益は、公益だけではなく住民固有の権利である

下北沢の行政訴訟

は、都市計画法・環境法は国民の権利と深くかわりのあるものであることを争う訴訟です。日本では未だに、「お上」が都市計画を決めるという考え方があります。平成17年の「行政事件訴訟法の改正」とそれを受けた「小田急訴訟の最高裁大法廷判決」は、法曹界の「生活環境は住民固有の権利である」との考え方を受け入れたものでした。

しかし、平成22年の「競輪場車券売り場判決」では、生活環境がひとりひとりの生活に大きな影響を与えるということを認めないで、「お上」が決めるという昔の考え方に逆戻りする判決も出され

ています。下北沢の行政訴訟は、日本の司法が、生活環境は「お上」が決めればいいというだけのものではなく住民固有の権利でもあるという、世界的な法の常識を定着させることができるか否かを問われる訴訟です。

弁論終結をほのめかす
裁判長

川神裁判長は、次回口頭弁論は少し時間をおいて開催し、原告として弁論に残したことをすべて出してもらい、弁論終結としたいと述べました。

証人尋問等を要請する
原告側

いっぽう、原告側代理人は、昨年改正された特別区区長の権限拡大の問題や、都市計画道路の計画立案に係わった行政責任者・担

当者を含む証人尋問が残されていると主張しました。

山場を迎えた裁判の傍聴を

いずれにせよ、下北沢の道路計画を見直し、「歩いて楽しめる街・多様な文化の歴史をもつ街、シモキタ」の継続・発展を要請する行政訴訟は、5年を経過し、次回口頭弁論がひとつの山場になることは間違いありません。この貴重な機会を皆様とともにし、訴訟への関心の高さを裁判所に示すために、ひとりでも多くの方の傍聴をお願いします。

次回口頭弁論、6月19日(火) 15:30
、東京地方裁判所
103号大法院。

様々な立場の 合意形成を求めて

防災と緑化を軸にした
小田急線上部利用を！

さる4月12日、北沢タウンホール12階のスカイラウンジで、世田谷区の主催による小田急線上部利用シンポジウムが開催されました。これは現在地下化工事が進められている小田急線跡地の利用法について議論するものです。シンポジウムの内容は、涌井史郎（雅之）氏（東京都市大学教授）による基調講演、上部利用計画の検討経過報告、そして保坂展人世田谷区長、小林正美氏（明治大学教授、世田谷区基本構想審議会委員）、柴田真希氏（NPO法人まもれシモキタ理事長）、玉利久江氏（北沢2丁目協和会会長）、柏雅康氏（しもきた商店街振興組合理事長）らによるパネルディスカッションで構成されていました。

私達“まもれシモキタ！行政訴訟の会”は、今後の下北沢のまちづくりのためにも、小田急線の上部利用に関する議論は、必要だと考えています。またこのシンポジウムによって確認された「小田急線の上部は防災と緑化のために利用するのが良い」という意見にも強く賛同します。ただし小田急線の跡地には、私達が裁判で組上にあげている補助5号線や区画街路10号線が直接物理的に関わっています。道路問題の解決なくして、跡地の総合的合理的な利用法の判断ができないことは明らかであり、道路問題も視野に入れた上での防災と緑化こそが必要だということに改めて確認しておく必要があるでしょう。

真の問題解決に必要なプロセスとは？

上述のパネルディスカッションにおいて、小林氏は「道路問題は落ち着いた」と発言しました。訴訟が進行中の問題を「落ち着いた」と表現することは、一般の関心を道路問題からそらしてしまいう可能性があるため、私達は小林氏に発言の修正を求め、先日話し合いの場を持ちました。その話し合いの席上で小林氏は、「発言の主旨は2006年の事業認可により自分の道路問題との関わりが、一段落したという意味であり、道路問題は落ち着いた」という文句は修正する」と応じました。つまり「下北沢の道路問題は解決していない」という状況認識を共有したのです。

“まもれシモキタ！行政訴訟の会”は、今回の小林氏のように立ち場が異なる方達と積極的に忌憚の無い意見交換を通じて状況認識を共有し、下北沢の将来像をより良いものとするため、それぞれの

立ち場から前向きなアクションを起こしていくことも重要だと考えています。

現在の下北沢の問題を総合的に解決するために必要なのは、以下のようなプロセスです。

補助5号線や区画街路10号線の問題も認識したうえで、小田急線の跡地利用、地区計画のあり方など、連続立体交差事業と一体となつて進行しているものもろの動きを含めた全体像を共有すること。そして様々な立ち場の人々による継続した熟議を経て合意形成し、発展的な下北沢のビジョンを生み出し、実現していくことです。

こうした様々な立ち場の人々による継続した熟議の場を、ラウンドテーブルと言います。

今こそ急務となつたラウンドテーブル設置

昨年8月2日に下北沢アレイホールで

開催された“SHIMOKITA VOICE 2011”のシンポジウムのパネラーは、先日の小田急線上部利用シンポジウムにも参加していた保坂展人世田谷区長と“しもきた商店街振興組合”の柏雅康氏の他、服部

圭郎氏（明治学院大学教授）、大友良英氏（ミュージシャン）という多彩な顔合わせでした。

この場では区長が、「このシンポジウムと同じような形で」フランクに皆さんと話す



機会を持ちたい」と発言し、参加者一同でラウンドテーブルの設立に向けて意志一致。それを受けて区長には“SHIMOKITA VOICE、実行委員長の大木雄高から、ラウンドテーブル設置などを含む要望書を渡しました。

その意義は、ますます重要になってきたといえるでしょう。

ただし“SHIMOKITA VOICE”のシンポジウムから10ヶ月が経過した2012年6月現在、まだ世田谷区はラウンドテーブルを具体的にいつごろ設置するのかを明らかにしていません。

そのため4月20日、私達“まもれシモキタ！行政訴訟の会”をはじめ、“Save the 下北沢”“下北沢商業者協議会”の三団体を代表して“SHIMOKITA VOICE、実行委員長の大木雄高が、ラウンドテーブル設置の要望書を、改めて区長に提出しました。

2006年9月の提訴からもうじき丸6年

を迎えます。裁判もいよいよ重要な局面にさしかかって来ました。もちろん法廷でのやり取りは、私達“まもれシモキタ！行政訴訟の会”のメイン・テーマともいえるべき重要な案件です。

しかしシモキタ問題を総合的に解決していくためには、この下北沢という街に関わる様々な人達が、きちんとした合意を形成するラウンドテーブルの設置も、重要なポイントとなります。

今後私達は、小田急線上部利用シンポジウムに端を発する前述のやり取りで実現したような『異なる立場の者同士の真摯な熟議』を、『開かれた形で継続的に重ねていく場』の形成に務めてまいります。4月に提出した要望書に対する区長や世田谷区からのリアクションなどがあった時は、随時本紙でご報告させていただきますので、引き続きこれまでも増したご支援とご注目をお願いします！

下北沢駅前広場は、歩行者専用広場に！

アンケート分析から見る住民の意思

オープンハウス・アンケートと意見の区広報

昨年9月に、世田谷区は「小田急線上部利用（線路跡地）計画・区案」の見直しのために、「オープンハウス」を北沢タウンホールと代田小学校で開催し、パネル展示とアンケート調査を行いました。

アンケート調査の結果は、今年1月に「小田急線上部利用通信・N07」として広報されました。

その内容は、問1…上部利用の通路の必要性・賛成65%、問2…防災施設の確保…賛成56%、問3…必要と思う防災施設・防火水槽24%、一時集合場所22%、防災トイレ20%等のアンケート結果と、自由意見85項目の列記でした。

情報公開請求で明らかになった多数意見

「主なご意見など」

として列記されている8項目の意見について、各意見の件数を知りウエイト付けをしたと思います、150件のアンケート・意見の情報公開請求をしました。

たとえば、問1で「通路は必要」と答えた人がさらにその理由・要望を自由記入したものは、区広報誌で一行（5項目の1項目）にまとめられている「総て緑地、あるいは連続する緑地とする」に該当する意見が2人、緊急車両の通行可能な遊歩道（下北沢駅も含め）とする」が1人もありました。

「駅前歩行者広場」が住民の意思

その他意見として挙げられている「自動車優先の補助54号線整備は反対、見直しす

る」に該当する意見が3人。

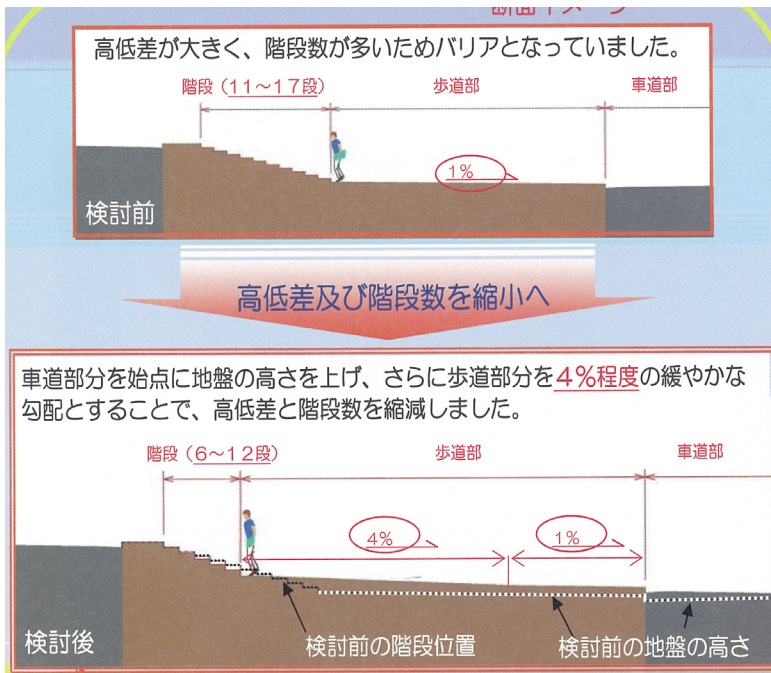
「交通広場は、緊急車両を除き歩行者優先または専用とする」が1人、「駅前広場は、歩行者優先で、小さめにする」が8人で、「お祭り、集会、イベント、屋台などのオープンスペース」を望む意見9人と「駅前広場を傾斜を利用したイベント広場にする」2人を含めると30人が、駅前交通（ロータリー）広場の

見直しの自由意見を記入しています。

昨年 SHIMOKITA VOICE 実行委員会が行ったアンケートでは、回答者1181人の83%が「駅前広場は歩行者専用とする」と答えています。また、世田谷区が平成12年に行った下北沢駅前広場に関するアンケートでは、回答者737人の69%が「歩行者を中心とした駅前広場」とすべきだと答えています。



フリーマーケットのようなイベントを駅前広場で！



駅前交通広場計画は歩行者専用広場に変更を

世田谷区は、3月24日付けパンフレット「駅前交通広場」を北沢2丁目に配布しましたが、その他の周辺地域には配られませんでした。南北の高低差について、広場北側の階段を5～6段に従来の案から半減し、歩道部には4%と1%の勾配を持たせるといいます。そこには、大きな

なバス・ロータリーの絵があいかわらず載っています(下図)。

世田谷区は、各種のアンケートに示された**周辺住民も含めた意思**を尊重し、駅前歩行者専用広場へと計画見直しをすべきでしょう。

歩行者専用広場は、イベント広場となり、秋の祭礼のときには神輿の集合場となり、歩いて楽しめる街シモキタのシンボル」となることでしょう。



計画されている駅前広場のイメージには、丸部分で示しているように、依然として広大なバスロータリーが描かれている

サポーター募集とカンパのお願い

「まもれシモキタ！行政訴訟の会」では、この訴訟をバックアップして下さるサポーターを募集しています。サポーターの方々には1口5,000円/年(複数口歓迎)のご負担と支援をお願いしています。「まもれシモキタ！通信」をはじめ、勉強会・シンポジウムなどのイベント情報、裁判の進行状況や活動状況について郵送・メールにてお伝えします。★カンパのみの応援も大歓迎しています(郵便口座00120-2-594289 まもれシモキタ！行政訴訟の会まで)。

サポーター参加と運営費のカンパ協力をお願いします！

「まもれシモキタ！行政訴訟の会」サポーター担当:堀江照彦
TEL&FAX: 03-3467-6936 E-MAIL: HorieTeru@aol.com
住所: 〒155-0031 世田谷区北沢 4-14-17

第25回 口頭弁論のお知らせ

日時: 6月19日(火) 15:30～
場所: 東京地方裁判所 103号大法廷
交通: 東京メトロ丸の内線日比谷駅
千代田線 霞ヶ関駅 A1出口から徒歩1分
有楽町線 桜田門駅 5番出口から徒歩5分

大法廷を傍聴人で一杯にし、この訴訟への関心の高さを裁判官にアピールすることが重要です。皆様、是非ご参加下さい。法廷終了後に、弁護士会館で裁判の内容について弁護団から解説を受けるとともに、質疑応答・意見交換も行います。

裁判の経緯・過去の裁判資料はウェブで公開しています↓
<http://www.shimokita-action.net/archive/>

編集後記: 街づくりの議論も煮詰まってきました。世田谷区による「小田急線上部利用計画」の見直しも進み、「駅前広場の南北高低差対策」も出されました。次は、「駅前交通広場計画」が、東京都や世田谷区が世界に誇ることができる「歩いて楽しめる街シモキタ」を破壊することにならないのかを、商店街・周辺住民・行政で真剣に考えるべきときがきました。街は何十年もかけて形づくられてきますが、一度壊すと二度と元に戻すことはできなくなるからです。(伊藤)